

添付法令資料 3 :

カーボンプライシング適用の実施手順に関する2022年9月21日付
インドネシア共和国環境林業大臣規則No. 21 (目次)
同年 10 月 20 日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条ないし第 3 条)
- 第 2 章 炭素取引の実施手続
 - 第 1 節 通則 (第 4 条ないし第 8 条)
 - 第 2 節 国内炭素取引及び国外炭素取引
 - 第 1 款 排出量取引 (第 9 条ないし第 13 条)
 - 第 2 款 **GRK** (温室効果ガス) 排出オフセット (第 14 条ないし第 17 条)
 - 第 3 款 協力を通じた国外炭素取引 (第 18 条ないし第 22 条)
 - 第 3 節 セクターをまたぐ炭素取引 (第 23 条)
 - 第 4 節 国外炭素取引の承認及び認可 (第 24 条ないし第 26 条)
 - 第 5 節 炭素取引所による炭素取引インフラストラクチャーの開発 (第 27 条)
- 第 3 章 成果に基づく支払い
 - 第 1 節 通則 (第 28 条)
 - 第 2 節 成果に基づく支払いの実施 (第 29 条及び第 30 条)
 - 第 3 節 成果に基づく支払いの受領手続 (第 31 条及び第 32 条)
 - 第 4 節 モニタリング、評価及び指導 (第 33 条)
 - 第 5 節 成果に基づく支払いの利益の分配 (第 34 条)
- 第 4 章 炭素に対する徴収 (第 35 条)
- 第 5 章 その他の **NEK** (カーボンプライシング) 実施メカニズム (第 36 条及び第 37 条)
- 第 6 章 **NEK** 実施の測定、報告及び検証 (第 38 条ないし第 41 条)
- 第 7 章 **SRN PPI** (気候変動抑制の国家レジストリシステム) の実施
 - 第 1 節 通則 (第 42 条及び第 43 条)
 - 第 2 節 炭素取引の記録及び報告
 - 第 1 款 排出量取引の記録及び報告 (第 44 条及び第 45 条)
 - 第 2 款 **GRK** 排出オフセットの記録及び報告 (第 46 条及び第 47 条)
 - 第 3 節 成果に基づく支払いの記録及び報告 (第 48 条及び第 49 条)
 - 第 4 節 炭素に対する徴収の記録 (第 50 条)
 - 第 5 節 その他のメカニズムの記録及び報告 (第 51 条)
 - 第 6 節 **SRN PPI** のカーボンレジストリにおけるカーボンユニットの記録 (第 52 条ないし第 55 条)
 - 第 7 節 公開情報の提供 (第 56 条及び第 57 条)
- 第 8 章 温室効果ガス排出削減認証

第1節	通則（第58条及び第59条）
第2節	SPE-GRK（温室効果ガス排出削減証書）の発行要件（第60条）
第3節	SPE-GRKの発行手続（第61条ないし第67条）
第4節	認証における相互承認協力（第68条ないし第72条）
第9章	炭素取引に対する資金管理（第73条ないし第77条）
第10章	当事者の参加（第78条ないし第81条）
第11章	モニタリング及び評価（第82条ないし第84条）
第12章	終則（第85条）

弁護士法人 瓜生・米賀法律事務所